

共生共育を考える会「チームかなこ」

会 則

(名称)

第1条 この会は、「チームかなこ」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、東住吉区湯里 3-2-3 サンヴァリエ針中野 808 号室に置く。

(目的)

第3条 この会はいのち・生き方の大切さを伝える活動を行うことにより、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会をめざす。

(活動)

第4条

1. 会員の自由な活動を基本とする。
2. 会の目的達成のため、セミナーの開催・講演活動・広報活動・相談活動・スポーツ活動・通信の発行
3. 他団体・グループと連携し、多様な活動をおこなう。
4. 交流活動・サロンの開催

(会員・会費)

第5条

1. 会の目的に賛同する個人、団体は会員になることができます。
2. 正会員 500円(年間)
3. 正会員は会の活動に参加し意見を述べるすることができます。
4. 賛助会員 1000円(1口)
賛助会員は会の活動を財政面で支え、活動に参加し意見を述べるすることができます。
5. 会員は任意で退会することができます。また、2年以上会費を滞納した時は退会とします。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く

代表 北村恵子
副代表 北村佳那子
山崎秀子
監査 川西里枝

1. 役員は、会員から選出し総会の承認を得ます。
2. 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない
3. 理事長はこの会を代表し、その業務を統括する。
副理事長は、理事長を補佐し代行します。

(総会)

第7条

1. 代表は毎年1回全ての会員に総会の開催を呼びかけます。また、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2. 総会は以下の事項について決議します。
3. 会の活動報告・活動方針・予算・決算・役員を選出・解任・規約改正・その他重要事項を審議、決定します。
4. 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議事録)

第8条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第9条 代表は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。(事業年度)

(事業年度)

第10条 この会の事業は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 この会の事務処理をするため、事務局を置く。

(委任)

第12条 この会則に定めない事項は総会の決議を経て理事長が別に定める。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の3分の1以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、2012年1月1日から施行する。

この会則は、2015年5月7日から改定(第2条)施行する。